

令和7年12月10日

三豊市議会議長 丸戸 研二 様

市民建設常任委員長 岩田 秀樹

委員会調査報告書

本委員会の所管事務については、令和6年3月26日に開催した令和6年第1回定例会において、委員の任期中、閉会中継続審査することに決し、調査を行ってきた。その結果を下記のとおりまとめたので、三豊市議会会議規則第110条の規定により報告する。

記

1. 調査案件

所管事務等の調査及び立案に資すること並びに議会の監査的機能の充実を図ることを目的とし、閉会中においても継続的に調査・研究するため、次の項目を調査案件とした。

- (1) 農業振興について
- (2) 空き家対策について
- (3) 造船所跡地多目的広場整備工事について

2. 本委員会所属委員

(1)令和6年2月22日の臨時会において選任されたのは、次の7名である。

三宅 静雄	横山 強	丸戸 研二	岩田 秀樹	市川 洋介
三谷 正史	西山 彰人	※ 選任時の議席順		

(2)同日開催の委員会において、委員長及び副委員長を互選の上選出した。

委員長	岩田 秀樹
副委員長	三谷 正史

3. 委員会開催状況と内容（所管事務調査に関連したもの）

期　　日	内　　容
令和6年4月22日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興について ・空き家対策について
8月5日（月） ～7日（水）	<p>【行政視察研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機農業に関する取り組みについて ・空き家対策について
8月16日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会における質問等に関する所管事務調査について
9月12日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策について
12月11日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・三豊市のは場整備事業の現状について
令和7年2月12日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・三豊市の有機農業等の取り組み状況について
3月4日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策事業について
6月19日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会における質問等に関する所管事務調査について
7月15日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会における質問等に関する所管事務調査について
7月23日（水） ～25日（金）	<p>【行政視察研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機農業に関する取り組みについて ・空き家対策について
8月25日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会における質問等に関する所管事務調査について
9月18日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・造船所跡地多目的広場整備工事について

9月30日（火）	・造船所跡地多目的広場整備工事について
10月24日（金）	・造船所跡地多目的広場整備工事について
11月26日（水）	・環境にやさしい農業等の取り組み状況について ・令和6年度遊休農地調査結果について ・造船所跡地多目的広場整備工事について

4. 調査結果及び概要

令和6年第1回臨時会において本常任委員会委員が選任され、閉会中も含めて継続して調査・研究を行う所管事務調査案件として上記3件のうち、「農業振興について」及び「空き家対策について」の2件を選定し、加えて、令和7年第3回定例会において「造船所跡地多目的広場整備工事」を選定した。

調査は、執行部からの報告、それを受けた協議、議会報告会における質問等に関する所管事務調査や先進地の事例を現地で調査する行政視察研修等、多様な方法を用いて実施した。

約1年9か月にわたり、これら調査・研究を進めた結果について、調査項目ごとに以下のとおり報告する。

なお、議会報告会における質問等に関する所管事務調査の結果及び行政視察研修の委員会調査報告書については、議会だより及び市議会ホームページにおいて公表している。

（1）農業振興について

現状と取り組み

本市では少子高齢化や後継者不足による農業従事者の減少、遊休農地の増加に長年悩まされている。平成26年度には市内で1,798haだった遊休農地は10年後の令和6年度には2,323haまで増加し、そのうち9割以上である2,151haが再生利用困難な農地となるなど、深刻な状態になっている。

農業振興のために様々な施策は行っており、新たな農業人材の育成に向け、就農希望者に対し、就農相談や農業体験の実施、集約農地の斡旋や生産技術の習得支援などのサポートを行うほか、農産物の高付加価値化や消費拡大の促進を目指し、薬用作物・有機農産物をはじめとする高需要が見込まれる産品の栽培や、農産物における特産品の開発による高付加価値化を図っている。

特に有機農業については、令和6年に県内で初めてオーガニックビレッジ宣言を行い、

有機農業実施計画に基づき様々な取り組みを始めたところである。

委員会からの提言

農業振興については、2年前の常任委員会でも調査研究を行っていたテーマではあるが、依然として本市の農業を取り巻く状況は大変厳しく、担い手・後継者不足や遊休農地の増加といった課題解決のため、今常任委員会では特に有機農業に重点を置き、先進地への行政視察研修を行い、調査・研究を行った。

有機農業に関しては、国や県の支援を受け有機農業推進協議会を設立し、学校給食での有機農産物等を導入している取り組み、農薬や化学肥料を5割低減する水稻栽培が生産量の89%で行われている取り組み、オーガニックシティ推進協議会を設立し、全公立小・中学校、保育園の学校給食で、有機茶・有機米を提供している取り組みなど、先進地では自治体が有機農業で生産された農作物について独自で付加価値を付けることで、生産者が農業を継続できる仕組みができていた。

本委員会としては、三豊市の農業政策として、農業従事者が専業でも兼業でも農業が継続できる取り組みを行うことが求められる。

(2) 空き家対策について

現状と取り組み

本市では、国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行を受けて、平成29年4月に「三豊市空家等の適正な管理に関する条例」を施行、翌平成30年度に策定した「三豊市空家等対策計画」を基に空き家対策を進めていた。しかしながら、平成28年度及び令和3年度に実施した空家等実態調査では1,998件だった空き家が2,006件に増加し、状態の悪い空き家が増えるなか、島しょ部や山間部などの人口が少ない地域は特に空き家が増加傾向にあるという結果が出ている。

定期的な調査による現状把握により、所有者への助言や指導等を行うほか、所有者等による自主的な撤去を促進するために、相談対応や老朽危険空き家除却に対しての補助金を交付している。補助金実績は令和元年度から6年度の6年間で139件であり、更に、令和7年度には市内の空き家を特定空家等に認定し、略式代執行による除却も実施している。

令和6年度には三豊市空家等対策計画を改訂しているが、同時期に民法が改正されており、相続放棄による所有者不明の空き家が増え、管理されないまま放置されることで老朽危険空き家となることが懸念されている。

委員会からの提言

本委員会では空き家対策について、自治体が除却や活用に対して補助金を交付することで解決の一助となることを考え、行政視察研修においても本市が取り組んでいないような補助内容のある自治体を選定し、調査・研究を行ってきた。いくつかの自治体では一定の効果は出ていたが、空き家の増加に対する根本的な解決には至っていないのが現状であった。

民法の改正や少子高齢化、独居高齢者世帯の増加により空き家は更に増加していくことが懸念されている。本委員会としては現在の補助制度に加え、空き家の除却や活用に関する新たな補助金を創設すると共に、抜本的な解決を行うための新たな取り組みを検討することを求める。

（3）造船所跡地多目的広場整備工事について

現状と取り組み

本市は平成 26 年に讃岐造船鉄工所跡地を購入し、活用方法について模索していたが、第 2 次総合計画に基づき進められてきた詫間庁舎周辺エリア整備工事の一環として、日常生活における憩いの空間、また、活気や交流を生み出すイベント広場等を整備することを目的に、令和 6 年度、7 年度の 2 か年の継続費を設定し、令和 8 年 4 月供用開始に向けて工事が進められてきた。

芝生広場と土広場に加え、バスケットボールコートをフルコートとハーフコート 1 面ずつ、駐車場も 80 台程度整備する計画で工事を行っていたが、工事途中で産業廃棄物の取り扱いを一部誤っていることが判明したため、令和 7 年 5 月 2 日から執行部の判断で工事を一時中止した。その後、警察による現場検証が 10 月 7 日から 10 月 10 日の 4 日間実施され、不法投棄箇所の掘り起こしが行われた結果、不法投棄箇所からは埋め戻された燃え殻混じり土が掘り起こされ、実際に不法投棄があったことが明らかとなった。

その他にも、当初活用を見込んでいた合併特例債の発行期間が令和 7 年度で終了するため、一般財源から予算を確保する必要がある点、設計段階では発見できなかった地下工作物等が掘削工事の途中で発見され、適法に工事を行うには莫大な費用が見込まれるため現在の予算では工事を行えないという点など、問題が山積しており、執行部においても今後の方針を改めて検討しているのが現状である。

委員会からの提言

令和 7 年 5 月から工事が中断したことをうけ、年度途中に所管事務調査事項に選定し、約 3 カ月という短期間で調査を行ったが、執行部からの詳細な説明を受け、審査をするにつれて、造船所跡地の活用方法について改めて結論を出す必要があるものと考え

るべきとの考えを深めている。

造船所跡地には、問題となった燃え殻混じり土の他にも地下工作物等が掘削工事の途中で発見されており、適法に整備工事を進めるためには、これらの地下工作物等は撤去する必要があると報告を受けている。しかしながら、その撤去にあたっては、地下工作物等のほか、掘削に伴う現場発生土についても適法に処分を行う必要があり、実施にあたっては莫大な費用の発生が想定され、工事内容の大幅な変更も危惧される。また、現場検証が終わるまで現場保全の必要があったことから、半年以上に渡って現在も工事を止めていたため、令和 8 年 2 月までとしている工期の見直しは必至であり、合併特例債の発行期限である令和 7 年度末までに工事を完了することは極めて困難である。

これらの状況を鑑みれば、現在の予算規模や整備内容のまま計画を進めることは現実的ではないため、執行部においては整備計画について、白紙撤回を含めた大幅な見直しを、可及的速やかに行うこととする。

なお、今回発生した産業廃棄物の不法投棄については、造船所跡地多目的広場整備工事だけでなく他の工事においても、二度とこのような事態を招かないよう、適切な現場監理を求めることが付言する。